

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和 2 年佐賀県規則第 6 3 号			
手続名	継続の許可又は起業の認可等			根拠条項	第 1 4 条第 1 項			
審査基準	<p>1 申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であること</p> <p>2 次の各号のいずれかの場合に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき ・ 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき ・ 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から 6 月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき ・ 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。）を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき <p>3 次の各号のいずれの場合にも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。 暴力団員等であること。 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）で定める使用人のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があるものであること。 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。 知事が許可に係る船舶等の基準を定めている場合において、許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。 ・ その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 <p>4 1 から 3 までの要件を満たした者について、許可方針により許可する</p>							
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間	30 日
						標準経由期間	日	